

CU三多摩ニュース No.89

2023. 2. 1 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166/090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

23 春闘、生活を守る賃上げへ！

働く者に寄り添う CU 三多摩



ロシアのウクライナに対する野蛮な侵攻開始から、まもなく 1 年。岸田内閣はアメリカの要求にこたえ「安保 3 文書」（敵基地攻撃能力保有を明記する文書）を閣議決定、国民・憲法・国会無視で大軍拡・大增税路線に踏み出しました。

そうした情勢の中、23 春闘が本格化しています。全労連の小畑議長は、集会で「安保 3 文書は、専守防衛すら投げ捨てる違憲の大軍拡路線だ。コロナ禍に、物価高騰に苦しむ労働者に追い打ちをかける」と批判。「春闘は物価高騰を乗り越える賃上げなしでは終われない。憲法の理念を貫き、共に闘う春闘を」と呼びかけました。

今、アマゾンやアップル社等の米大企業で労組結成が相次ぎ、英仏でも賃上げストや年金改悪反対の大統一行動が拡大しつつあります。

CU三多摩は、最も苦しんでいる非正規労働者を支える運動の一翼を担い、働く者の「駆け込み寺」として奮闘しています。23 春闘勝利へ共に奮闘していきましょう。

糀谷記

★2023 年三多摩春闘決起集会

- ・ 2 月 15 日 (水) 18 時 30 分開会
- ・ 武蔵小金井駅前「宮地楽器ホール」

労働相談事案

組合員個人で、未払い残業代を要求

「組合の団交は困る」と会社が支払い和解

運送会社に勤める U さんは、以前に会社所有の車をぶつけ賠償請求されたことで、対応を組合に相談。組合は、「会社側の要求は不当であり、労働者負担はありえない」と申し入れた結果、請求を断念して、一気に解決しました。

今回、別の運送会社に勤務していた U さん。休日出勤等、未払い金とその遅延損害金があるため、解決を CU 相談員に連絡。相談員は、個人で会社に未払い金請求するように助言。

会社には「CU 組合員であること、払わないなら組合の団体交渉になる」と伝えるよう話したところ、会社は U さんに対し「それは困る」と未払い残業代を支払い和解書締結となった。

U さんは「組合員でよかった、仕事で理不尽な事あれば相談できるし、頼りになる。組合の力は大きいね」と話しています。



簡易裁判所の民事調停で成果

CU 三多摩初、要求をほぼ解決

裁判官と調停委員の仲裁のもとで和解する



調停が成立した場合は、裁判官が調停調書を作成する。この調停調書が債務名義になる。

この事案は、団体交渉で和解し取り交わした「協定書」に記載された条件（不利益となる言動の禁止や守秘義務）について、会社側役員が漏らして組合

員 S さんに二次被害をもたらしたことで、組合は S さんの訴えから相手側弁護士に協定違反と S さん被害を改善するよう再交渉を要求。会社側弁護士を通じた会社回答は「訴えは事実無根」として交渉には応じないとの回答でした。

裁判以外、断念せざるを得ないと S さんに通知しましたが、S さんは不当な被害であり許せないとの思いから本部へも被害状況を連絡。

再度の依頼を受け、裁判ではなく「民事調停を申請して解決めざす」提案もあって、S さんと CU 三多摩が共同して立川簡裁に証拠メールや組合資料を添付して協定違反の解決を申告。

調停は裁判官、調停委員（弁護士2人）の3人が、会社側代表とSさん・組合代理人から別々に交互に話を聞き、必要な確認を行い、その場で結論を得るもの（不調であれば本裁に移行する）。

結果、1日で要求の満額と被害改善でもSさんもほぼ納得できるものとなり、解決。Sさんが裁判官の質問に適切に誠意をもって答弁し、被害実態も理解が得られた、と判断をしています。

Sさん談 組合の方には、長期間、大変お世話になり、ありがとうございました。別の問題でも、北村社労士さんのお力をいただいております。

働く者のための

第一回労働法講座 25人が受講



講話する尾林弁護士

政府の労働法制緩和によって非正規労働が増加する中、賃金が上らず最低賃金に張り付く労働が増えていること、雇止めや残業代未払い、ハラスメント被害も激増しています。労働者の被害をどこが受け止め、解決していくのか“まったなし”の状況にあります。そうした問題に向き合い解決の手を差し伸べる労働組合の側も、相談員確保に困難が生じていることも現実です。

こうした現状の打開にむけ、とりわけ三多摩地域での「労働相談員を増やしたい」「労働法を学びたい」との要求に応える、表題の労働法の連続講座を企画しました。

CU東京本部主催、東京地評と三多摩労連が協賛し、CU三多摩が事務局を担っています。三多摩地域50以上の組合・団体に案内、現在30人が応募。第1回目の講座を八王子合同法律事務所の尾林芳匡弁護士が行いました。

1月21日の講座プログラムは、冒頭に佐藤義見CU東京委員長より「相談員を増やすことが肝、三多摩の企画は注目されている」と主催者挨拶、北村博昭特定社労士からのガイダンス説明、尾林先生の講話と質疑、大江拓実CU三多摩書記長の「三多摩における労働相談とその解決内容」が報告されました。

参加したKさんは、「今後、実践的な交流ができるような運営も」との意見が表明されました。

講座は12月まで毎月第3土曜日開催で続きます。途中参加、受講者交代も可能ですので、これからの受講申し込みも受け付けます。

講座を通じて相談対応に自信が持て、職場環境を変えていく成果をめざします。

◇ ◇ ◇

非正規研究員の違法雇止め許すな！

理研が3月末に380人を雇止め狙う

理研（埼玉県和光市／国立研究開発法人・理化学研究所）の理事長は、本年3月末に非正規の研究員380人の大量雇止めを強行しようとしています。目的は、労契法18条の無期雇用転換を阻止することにあります。

文科省の管轄下にある法人が、法律違反を公然と強行しようとしていることは許せませんが、理研は日本の科学研究をけん引してきた研究所であり、これほど大量の研究者を切り捨てることは、日本の科学研究の大きな損失になることは明らかです。

「理化学研究所の非正規雇用問題を解決するネットワーク」は厚生労働大臣、文部科学大臣あてのインターネット署名（change.org）への協力を呼び掛けています。（インターネット署名のため署名用紙はありません。）



前進座 5月国立劇場公演予告

5月9日(火)～17日(水)14時30分開演

演目 「魚屋宗五郎」&「風薫隼町賑」

※料金その他案内は次号

CU三多摩ニュース「発行日」は今年1月より1日付けに変更します。